

研修会等講師謝礼金及び交通費の支出基準

1 目的

この基準は公益社団法人日本仏教保育協会が実施する研修会等の内部講師及び外部講師に対する謝礼金及び交通費等の支払いの基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準において「内部講師」とは、公益社団法人日本仏教保育協会が実施する研修会等において講師等を行う者で、公益社団法人日本仏教保育協会の社員である者をいう。

「外部講師」とは公益社団法人日本仏教保育協会が実施する研修会等において講師等を行う者で、公益社団法人日本仏教保育協会の社員でない者をいう。

3 他団体への委託事業等への適用

公益社団法人日本仏教保育協会が実施する研修会等の外、他団体への委託事業として実施する研修会等の講師謝礼及び交通費の額も、次に定める支出基準に準ずるものとする。

4 講師謝礼金支払い基準

内部講師および外部講師の謝礼支払い基準は別表1のとおりとする。

5 交通費支払い基準

内部講師および外部講師の交通費支払い基準は別表2のとおりとする。

6 特例

- 1) 講師謝礼金並びに交通費について、この基準により難いと認めるときは実情に応じて理事長が決定する。
- 2) 隔年で開催される「全国仏教保育大会」の謝礼金並びに交通費の支出に当たっては、この基準によらないことができる。

付 則

- 1 この基準は平成29年4月1日から施行する。

別表1 講師謝礼金支払い基準

単位＝円

支出対象者	金額
内部講師	30,000～50,000
外部講師	
一般	30,000～70,000
大学教授	70,000～100,000

別表2 交通費支払い基準（内部講師・外部講師共通）

単位＝円

	金額
公共交通機関を利用した場合、往復で おおむね5,000円以下	5,000
公共交通機関を利用した場合、往復で おおむね10,000円以下	10,000
公共交通機関を利用した場合、往復で おおむね20,000円以下	20,000
公共交通機関を利用した場合、往復で おおむね30,000円以下	30,000
公共交通機関を利用した場合、往復で 30,000円を超える	30,000～100,000